

# 会社法制(企業統治等関係)の見直しについて

会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)附則第25条:

「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」

平成27年5月 施行



平成29年5月 施行後2年経過

## 主な検討課題

### 1. 株主総会に関する手続の合理化

- ◆ 株主総会資料の電子提供制度の新設
  - ・ 株主の個別の承諾を得ずに株主総会資料をインターネットを利用して提供するための制度
  - ・ 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定): 講ずべき法制上の具体的な措置内容等を検討する
- ◆ 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

### 2. 役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備

- ◆ 役員報酬に関する規律の見直し
- ◆ 会社補償に関する規律の整備
  - ・ 役員に対する責任追及等に関して役員が要した費用等の株式会社による補償
- ◆ D&O保険(会社役員賠償責任保険)に関する規律の整備

### 3. 社債の管理の在り方の見直し

- ◆ 社債管理者の設置を要しない社債を対象とする管理制度の新設

### 4. 社外取締役を置くことの義務付け